

令和6年6月18日

令和6年度 独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立印刷局(以下「国立印刷局」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 令和5年度契約状況

国立印刷局における令和5年度の契約状況は、表1のように、契約件数は880件、契約金額は47,464百万円であり、競争性のある契約は711件(80.8%)、33,920百万円(71.5%)、競争性のない随意契約は169件(19.2%)、13,544百万円(28.5%)となっている。

令和4年度と比較して、競争性のある契約の金額が10,643百万円(23.9%)減少している。これは主に、建物等工事の金額が減少したことによるものである。

表1 令和5年度の国立印刷局の調達全体像

(単位:件、百万円)

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.2%) 625	(74.5%) 44,003	(75.3%) 663	(70.0%) 33,241	(6.1%) 38	(△24.5%) △10,762
企画競争・公募	(6.0%) 49	(0.9%) 559	(5.5%) 48	(1.4%) 679	(△2.0%) △1	(21.4%) 120
競争性のある契約(小計)	(82.2%) 674	(75.4%) 44,563	(80.8%) 711	(71.5%) 33,920	(5.5%) 37	(△23.9%) △10,643
競争性のない随意契約	(17.8%) 146	(24.6%) 14,513	(19.2%) 169	(28.5%) 13,544	(15.8%) 23	(△6.7%) △968
合 計	(100%) 820	(100%) 59,076	(100%) 880	(100%) 47,464	(7.3%) 60	(△19.7%) △11,611

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

(2) 令和5年度一者応札・応募状況

国立印刷局における令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のように、契約件数は195件(27.4%)、契約金額は16,868百万円(49.7%)となっている。

令和4年度と比較して、一者応札・応募による契約状況は、件数では10件(5.4%)の増加、金額では5,327百万円(24.0%)の減少となっている。金額が減少した主な要因は、建物等工事が減少したこと等によるものである。

表2 令和5年度の国立印刷局の一者応札・応募状況

(単位:件、百万円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	489(72.6%)	516(72.6%)	27(5.5%)
	金額	22,368(50.2%)	17,052(50.3%)	△5,316(△23.8%)
1者以下	件数	185(27.4%)	195(27.4%)	10(5.4%)
	金額	22,194(49.8%)	16,868(49.7%)	△5,327(△24.0%)
合 計	件数	674(100%)	711(100%)	37(5.5%)
	金額	44,563(100%)	33,920(100%)	△10,643(△23.9%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1. の現状分析及び令和5年度調達等合理化計画の取組実績を踏まえ、引き続き状況に即した調達の改善、事務処理の効率化及び経費の削減について取り組むこととする。

(1) 合理的な契約方式による調達

- ① 調達する原材料の品質保証を確実かつ的確に行うため実施している技術審査について、調達先を拡大する観点から、国立印刷局ホームページを通じて技術審査の実施に関する情報を恒常的に公表するとともに、機会のあるごとに関係業者に対して広く周知し、幅広く技術審査への参加を促す。

【新たに公表対象とする技術審査情報の公表 全件】

【関係業者への周知状況】

- ② 技術審査を要しない原材料等の調達であっても、市場性が乏しく、連続して一者応札・応募が続き契約相手方が同一となっている場合には、公募^(注)を実施し、特定の一者しか履行し得ないことを確認した場合には、随意契約へ移行する。

(注)公募とは、契約の履行に必要な技術又は設備等を有する者が複数いるか確認する必要があるものについて、当該契約を履行することができる者を募るための手続。

【経費の削減金額】

- ③ ②以外で随意契約とする案件については、その理由及び仕様内容を厳格に審査し、競争性のある契約に移行できないか検討する。

なお、競争性のある契約へ移行することができない案件については、経費の削減に取り組むこととする。

【経費の削減金額】

(2) 一者応札・応募等に係る取組

- ① 契約案件ごとに、次のイ～への取組を実施する。

イ 入札参加申込期間の十分な確保

ロ 情報開示の取組

- ハ 仕様書の見直し等
- ニ 履行等準備期間の十分な確保
- ホ 入札参加を取りやめた業者等に対する調査
- ヘ 競争参加資格の拡大

【一者応札・応募の改善件数】

- ② 新規の競争性のない随意契約及び2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契約案件については、契約監視委員会における点検を実施する。

【契約監視委員会での審議件数】

(3) その他の取組

コストの削減効果(適正な調達規模の確保、配送コストの勘案等)及び事務処理の効率化を考慮し、共同調達・一括調達の実施を推進する。また、実施に当たっては、競争性や経済性に配慮しつつ、対象品目の拡大や仕様の見直しを検討する。

【共同調達・一括調達の実施件数】

注) 対象機関

共同調達: 国立印刷局と他法人

一括調達: 国立印刷局内(各機関)

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約等に関する内部統制

新たに随意契約を締結する案件については、国立印刷局に設置された調達等合理化・契約検証委員会(総括責任者は本局財務部を所掌する理事)に事前に報告し、契約関係規程に定める「随意契約によることができ得る事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。また、理事長が定める独立行政法人国立印刷局契約監視委員会規則(平成21年規則第23号。以下「契約監視委員会規則」という。)の基準に該当する契約監視委員会において審議する事項について、同様に点検を受けることとする。

なお、緊急に調達しないと国立印刷局の事務・事業に支障が生じる場合の随意契約については、事後に調達等合理化・契約検証委員会に報告する。

【調達等合理化・契約検証委員会による点検件数】

(2) 不祥事の発生の未然防止の取組

- ① 国立印刷局では、契約事務において、不祥事は発生していないが、契約事務に関する業務マニュアルを作成するとともに、契約担当職員を対象とした研修を実施しており、引き続き関係法令等の遵守意識を徹底するなど、不祥事の発生の未然防止に取り組んでいく。

令和6年度においては、契約事務担当職員を対象に実務者研修を実施する。

【実務者研修の開催2回以上】

- ② 契約事務フローの各プロセスに潜在する各リスクについて、「契約事務フロー点検表」に基づき、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているか確認し、継続的に改善していく。

【契約事務フロー点検表の確認及び改善】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項の実施については、「国立印刷局調達等合理化・契約検証委員会規則」(平成30年規則第12号)第1条に規定する調達等合理化・契約検証委員会が着実に調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者:本局財務部を所掌する理事

副総括責任者:財務部長

委員:本局の室及び部の長並びに次長、財務部参事(契約担当)、
財務部財務課長及び財務部契約課長

事務局:財務部契約課

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める契約監視委員会規則の基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立印刷局のホームページにおいて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。